

知事が指定した船舶が使用できる施設の指定（平成14年岩手県告示第690号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
漁港名	施設の 種類	施設の 名称	施設の所在地	漁港名	施設の 種類	施設の 名称	施設の所在地
[略]				[略]			
崎浜漁港	[略]			崎浜漁港	[略]		
根白漁港				根白漁港	泊地	南第1 防波堤 横泊地	大船渡市三陸町吉浜字根 白地先のうち別図に示す 延長15メートル及び幅員 20メートル
綾里漁港	[略]			綾里漁港	[略]		
[略]				[略]			
備考 「別図」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課 及び所管地方振興局水産部に備えておいて縦覧に供す る。				備考 「別図」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課 並びに所管広域振興局水産部及び水産部水産振興セン ターに備えておいて縦覧に供する。			
備考 改正部分は、下線の部分である。							